

障がいのあるお子さんへの支援

身体障害者手帳

視聴覚・肢体・心臓・呼吸器機能等に永続する障がいがある方で、三重県障害者相談支援センターで、身体障がい者と判定された方に交付されます。

内容 障がいの程度により1級から6級までの区分があります。認定された等級等により、補装具の支給、旅客運賃やバス料金の割引、税の控除・減税、障がい者医療費助成等を受けることができます。

持ち物 申請書、指定の診断書、写真2枚、マイナンバーカード

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

療育手帳

児童相談所（18歳未満）又は、三重県障害者相談支援センター（18歳以上）で、知的障がい者と判定された方に交付されます。

内容 障がいの程度により三重県ではA1（最重度）A2（重度）B1（中度）B2（軽度）の区分があります。認定された等級等により、旅客運賃やバス料金の割引、税の控除・減免、障がい者医療助成等を受けることができます。

持ち物 申請書、指定の診断書、写真1枚、マイナンバーカード

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

障害児福祉手当

重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。

対象 身体障害者手帳1級程度、又は療育手帳A1程度

※別途指定の診断書が必要です。

支給要件 障害年金等非受給で施設入所していない方。

本人、配偶者、扶養義務者の所得が支給制限以上の場合は支給が停止されます。

支給額 月額15,690円（令和6年4月から適用）

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

養育医療

身体の発達が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関で入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を負担します。この制度は、お子さんの入院中に手続きが必要です。（退院後になりそうな場合は、役場および医療機関へご相談ください）